



集落営農型法人の経営展開に関する研究

Ayiner Tulafu¹⁾ 尾碇亨²⁾、吉岡徹³⁾ 村田まり子⁴⁾、菅原 優⁵⁾ 市川 治⁶⁾

Research on the Business Development of Community Farming Corporations

Ayiner Tulafu¹⁾ Tooru OZAKI²⁾ Tohru YOSHIOKA³⁾ Mariko MURATA⁴⁾ Masaru SUGAWARA⁵⁾
Osamu ICHIKAWA⁶⁾

1) 酪農学園大学大学院酪農学研究科 Department of Dairy Science Research, Rakuno Gakuen University Graduate school, Ebetu, Hokkaido, 069-8501, Japan

2) 酪農学園大学農食環境学群物流科学研究室 Food Logistics, Department of Food Sciences and Human Wellness, College of Agriculture, Food and Environment Sciences, Rakuno Gakuen University Graduate School, Ebetu, Hokkaido, 069-8501, Japan

3) 酪農学園大学農食環境学群循環農学類農業経営学研究室 Department of Sustainable Agriculture College of Agriculture, Food and Environment Sciences, Rakuno Gakuen University, Ebetu, Hokkaido, 069-8501, Japan

4) 藤女子大学人間生活学部食物栄養学科 Department of Food Science and Human Nutrition, Faculty of Human Life Science, Fuji Women's University, Ishikari, Hokkaido, 061-3204, Japan

5) 東京農業大学生物産業学部地域産業経営学科 Department of Business Science, Faculty of Bioindustry, Tokyo University of Agriculture, Abashiri, Hokkaido, 099-2493, Japan

6) 酪農学園大学 Rakuno Gakuen University, Ebetu, Hokkaido, 069-8501, Japan

Corresponding Author: O Ichikawa 酪農学園大学 Rakuno Gakuen University, Ebetu, Hokkaido, 069-8501, Japan

目次

- I. 課題と方法
- II. 集落営農型法人の形成・画期
- III. 類型的展開の特徴
- IV. 今後の展開の可能性と課題

I. 課題と方法

1. 本稿の課題

1962年に農業生産法人制度が制定されて50年余を経過した現在、新しい法人諸形態の形成展開が続いている。それを労働主体からみると、従来の農民に加えて、農協の職員、市民、地方自治体の職員などが主体になるものが生まれている。法人の出資という点でも、農業者・農民に加えて、関係農協、市町村自治体・行政、民間会社、

非農家・市民等の出資がある。また、法人の組織形態でも、従来の1戸1法人から数戸1法人、生産組織・営農集団の法人、さらに集落ぐるみの法人・集落営農法人なども生まれてきている。農業生産法人の組織形態においても、従来のものに加えて、株式会社法人も容認され、その数も増加しつつある。これらの動向のなかで注目されるのは、地域農業を担う法人・集落営農型農業生産法人である注1)。この展開の可能性を検討することは、政策上や農業生産の担い手、さらに農業経営の企業的な展開としても重要である。その理由としては、食料・農業・農村政策の「基本計画」の見直しの一環で「集落営農の組織化と農業経営の法人化」が重点課題の一つになっていることや、米政策改革の成否が農協系統による実行組合を軸にした集落ぐるみの営農の法人化活動にかかっていること、等々の政策動向などに対応するからである。このような政策動向のなかで、とくに、地域の農業、集落を基礎にする営農を誰が担うのかという問いに答え

るひとつとして、集落営農を担う法人（集落営農型農業生産法人）があり、その増加展開が重要な課題となっている。このような認識から、本報告では、地域農業のなかで法人、とくに集落ぐるみの集落営農型農業生産法人がどのように形成され、どのような位置と役割を持っているのか。その経営展開の可能性と課題を明らかにする注2)。

2. 従来の研究と分析視角

(1) 従来の研究の特徴

従来の研究視角での考察は、法人化による既存の集落営農の機能強化の内容を検討するものや、特定農業法人の地域多様性を問題にし、比較検討するもの、政策の担い手の対象・目標と実態との関連を検討するもの、農地の自主的管理を行うものとして特定農業法人を評価するものなどがある(東山寛氏「東北地域における集落営農型法人の現局面と農地管理」『2004年度日本農業経済学会論文集』45頁の整理による)。

最近では、地域農業の変革主体・担い手として集落営農法人を評価するもの「集落営農法人が担う地域農業変革」(福田竜一著、農林金融2011.2)があり、さらに集落営農法人の存続と関連する、「集落営農型法人における収益分配方式と経営分析指標」(竹山孝治『島根農技研報』37:25~40、2007)や、「集落営農法人の成長要因に関する一考察」(山本・森、広島経済大学経済研究論集2013.12)などがある。

(2) 分析対象と方法

本研究では、上記の従来の研究で集落営農型法人が農業の担い手としていかに展開してきたかということに関する研究が必ずしも充分でないという認識から、集落営農型法人を3類型化し、典型的にいかに形成され、展開してきたのかを、財務・経営的に考察することから明らかにする。具体的には、集落営農型法人を参加農家・農地と集落数から3つに類型化し、①1集落の半分以上の農地・農家をもつ集落営農法人、西上経営組合、②集落ぐるみ・1~2集落をもつ法人、広島県の例一大朝町の集落営農型法人、③広域・2集落以上をもつ集落営農型法人、静岡県大東農産を代表的な事例対象とする。そして、①事例の形成過程・農家・農地の集積と運営体制、②事業展開の特徴、③従業員・労働者について、④財務諸表分析と今後の経営展開を検討する。

II. 集落営農型法人の形成・画期

1. 農業生産法人・集落営農型法人化の歴史的な経緯

今日、日本・北海道農業の担い手（農地の活用と保全主体、農作業の担い手）として農業生産法人の果たす役割は、益々増大してきている。しかし、農業生産法人の農業の担い手としての役割、及び農業経営発展としての農業生産法人の意義、現段階的な把握とその評価は必ずしも、これまで十分とはいえない。とくに、

最近の10年間の考察は十分でないと考えられる。本報告では、このような認識から農業の担い手としての農業生産法人、具体的には統計的な把握・分析対象として道内の農業生産法人を主な対象に、これまでの農業生産法人の展開を画期ごとに概観する。そして、農業生産法人・集落営農型農業生産法人の類型分けをして把握することにする注3)。

(1) 法人展開の画期と特徴

まず、これまでの法人の形成・展開過程を歴史的に画期区分し概括的に整理すると、全国・北海道の農業生産法人の展開は、大きく4期に分けられる。

1) 第1期(1962年~1975年)：第1次農業生産法人形成の増加・成長期—基本法農政の展開

1961年農業基本法農政が開始され、そのなかに法人経営の創設・形成の萌芽が示される。そしてその翌年に農地法・農協法等が改正され、はじめて農業生産法人が農地の所有・利用と農業経営ができるという制度的枠組みが確立した。これによって農家の法人化・農業生産法人化が進み、急激な法人の形成・増加となる。この期は、法人の形成の増加・成長期といえる。

農業生産法人制度成立当初の法人の成立契機は、税金問題(税金への不満から)であったといわれる。これを契機に農業部門での法人化運動が全国的に広がり、1962年に農業生産法人の法制度が整備され、農家・家族経営の法人化が可能となり、急速に農業生産法人が設立された。このことは、1965年までに全国で1,295法人、北海道でも法制度成立時には50数法人が形成され、3年後の1968年には236もの法人が設立されたことに示される。つまり、法人は農家と異なり、高い売上高・粗収入を上げて必要経費(研修費・保険料など)が認められ、しかも赤字の繰越や専従者給与が控除され、全体として農家よりは税の軽減ができるという税対策面での有利性があった。さらに制度融資や資金確保が容易であるということも考えられる。

2) 第2期(1976年~1992年)：法人形成の停滞期—総合農政・市場主義農政・経済構造調整期

1970年代に入り、農業生産が内外圧力により農産物の「過剰」が深刻になる。この打開策として市場原理の導入による市場競争の激化で純利益の拡大が困難化する。とくに、これまでの選択的拡大品目の価格・生産額の停滞は、その分野での法人化を鈍化させ、農業生産法人を解散・中止するものが増加することにより減少させることになる。このことから、全国、及び道の法人形成の停滞期といえる。この期には農産物貿易の自由化や食生活の変化に伴い、日本の農産物供給「過剰」問題が発生し、食用米の第一次生産調整政策にみられるような減反対策がとられる。加えて、農業全体に対する「過保護」攻撃などを背景に、大規模農業経営・法人も大きな影響を受ける。これら

による農業経営悪化などの原因により、法人は、3,200をピークに減少する。北海道でも1977年1,451をピークに一時減少に転じた。しかし、その後経営環境の改善に伴い、1985年頃を底に徐々に回復する。この間の特徴は、諸制度の変化により、法人設立の意義が後退する。例えば、農家の青色申告の採用によって専従者給与が税控除の対象にできる等である。逆に、法人の場合には、転作奨励金が一時所得になり税対象になることや、構成員後継者でも生前一括贈与税の特例は受けられないなどの問題が明らかになり、停滞期といえる。

3) 第3期(1993年～1999年)：第2次法人形成の増加・成長期—新政策・WTO体制・新農業基本法農政下での法人形成の促進期

1992年の新政策、1993年の関連三法の制定や1994年農政審の答申、WTO協定批准、さらに1999年食料・農業・農村基本法の制定による新農政のスタート・経営政策での組織経営体・法人の推進と支援により、1993年頃から急速な法人形成・増大が続いている。つまり、この期は全国及び北海道の農業生産法人の形成の増加・第二の増加・成長期ということが出来る。それは、国の農業政策のひとつの柱として施策の推進対象に法人が位置付けられ、1995年4,000台から2000年約6,000台へと増大する。各地方でも、全般的な増加傾向を示している。北海道内でも、道政による農業生産法人の育成指針にみられるような推進政策により、同じように増加・拡大していることに示される。すなわちこの期の特徴は、1990年代に入り農業生産法人制度改正等の規制緩和により、事業・規模拡大が容易になる。国による資金融資枠の拡大などから新しい部門の増設も容易になり、その部門への新規就農者の参入も可能になるなど拡大要因が明確になったことである。

4) 第4期(2000年以降)新農業基本法下の新たな農業生産法人・株式会社法人・集落営農型法人等の形成・拡大期

現在は、第4期ともいえる、新たな制度制定と改正が行われ、新しい農業生産法人・株式会社法人や集落営農型法人、さらにこれらを含む民間等の出資型農業生産法人などの形成・増大が続いている注4)。新農業基本法の制定から基本計画の策定、そしてその見直し、2001年には農地法の改正により農業生産法人制度の「改正」が実施され、株式会社の導入が容認された。また農協や行政・民間会社からの出資も認めるなどにより事業や経営規模拡大が容易になり、多角化・規模拡大をめざす農家・家族経営が次々に法人を結成し、法人数が増大することになったのである。特に、新設された農業生産法人の組織形態として株式会社法人が全国で2005年70法人、10年1,696法人、道内では2005年13法人から2010年273法人へと増大している注5)。さらに、集落を基本にする、従来の共同体的な農事組合法人の延長ともみられる集落営農型法人の形成・増

加も全国で2000年210、2006年646、2012年には2,588、道内でも2006年26から12年には36も形成・増加している(表1を参照)。これらが今日の大きな特徴になっている。

この間の北海道内における農業生産法人の形成・増加傾向と、最近の法人の道農業に占める位置を考察する。選定した集計市町村(12市町村)での農業生産法人の増減や農業に占める比重を要約すると、法人数は全戸数比1995年5%であったが、2000年5.7%となる。また経営耕地に占める法人耕地面積の割合をみると、経営耕地面積比率で95年18.4%であったが、2000年22.6%となっている。さらに、農業就業人口に占める法人構成員数の割合をみると、1995年12%、2000年11%ということになる。これに4人程度の常雇が加わると法人の労働力・農業就業人口も全体の20%近くの比率になると考えられる。このように農業生産法人の比重が大きく増大してきていることが明らかである。

(2) 法人の類型的展開と集落営農法人の課題

これまでの分析のとおり、全国・北海道の農業生産法人は厳しい経営環境のもとで、その位置と役割を増大させ、法人の企業化も着実に進展させてきている。しかし、一方では休業法人も相当数に上っている。例えば、北海道では休業法人は毎年5%ほどあり、加えて年々約30法人(10年間の平均)は中止、あるいは解散している。ここには様々な問題があり、法人が今後展開していくには幾つかの課題があることを示している。このようなことは、全国の法人でもいえることである。そこで、これまでの法人の展開を類型化し、特に増大が続いていて重要な政策対象になっている集落営農型法人の位置を明確にしていく。これまでの展開を要約すると次のようにいえる。

1) 法人形成・展開の類型化

日本の農業生産法人の形成を参加農家主体の側面から分類すると次のようになる。

- ①農家の法人化、1戸1法人、数戸1法人
- ②機能集団(営農集団)の法人化、a.数戸が集まって法人を作る・数戸1法人、b.生産組織、数戸1法人、c.農協等の営農部会の法人化、数戸1法人など。
- ③集落・営農集団の法人化

- a.1集落(営農集団・実行組合)の法人化、b.2集落以上の旧村単位の法人化(場合によっては機能集団も含まれる。また、市民・企業も参加)

これ以外に、最近では集落や農家を越えて、市民が参加しての法人、市民参加型法人も形成されてきている。これは、市町村の中の市民が法人を作るというものである。さらに、行政側からの構造改革特区の設置から企業の主体によって作られる法人も形成されつつある。これらのなかで、特に増加が著しい地域農業の展開にとって重要である集落営農型法人注6)を類型

化することにする。

表 1 集落営農型農業生産法人の推移

区分	全国		北海道		東海		中国・四国	
	2006	2012	2006	2012	2006	2012	2006	2012
農家戸数(万戸)	196.3	163.1	5.2	4.4	18.2	15.2	29.4	24.8
認定農業者	192,941	246,475	26,624	32,304	6,839	9,721	16,107	21,879
うち法人	8,186	15,048	1,268	2,770	560	560	894	894
集落営農組織数	10,063	14,742	396	272	753	753	1,779	1,779
うち集落営農法人数	646	2,588	26	36	44	123	166	626
農事組合法人	509	2,201	17	17	31	94	154	585
会社法人	137	387	9	19	13	28	12	41

注釈：農林水産省の統計、「ポケット農林水産統計」等より作成

2) 集落営農型法人の類型化事例の特徴

上記の集落営農型法人をさらに詳細に類型化すると次のようになる。

第1類型 大半参加の集落営農型法人—農家・構成員数の多い農事組合法人

これは、集落の大半の参加を求め、結果として1部農家・構成員等の参加による集落営農法人である。事例として、北海道畑作の西上経営組合、酪・畑経営の緑豊農場法人（心和）、稲作法人の南幌のほなみなどがある。

第2類型 大半参加の自主+農協・行政支援型法人

1 集落ないし数集落の農家等が参加した集落営農法人の形成が進んでいる、全国の代表が広島県の集落営農法人ということが出来る。一般に特定農業法人が対象になるが、全国でその数は210法人で、広島県は55法人（現在57法人、県の集落農場型農業生産法人では62法人）で全国の27%を占めているといわれる注7）。この他、京都等で集落営農型法人の形成が進んでいる。これは、集落の大部分の農家・構成員が参加して形成される農業生産法人である。事例として、鳴滝、小倉、天狗である。

第3類型 数集落参加の自主+農協+行政主導法人—静岡県大東町大東農産

これは、1990年代以降各市町村行政がかなりの力を入れて、数集落の農家・構成員が参加して形成される広域的な集落営農法人である。事例として、大東農産などがある。

以上のような位置づけの集落営農型法人の中から幾つかの代表的な事例分析を行い、その形成上の意義や問題点および今後の経営展開上の課題を明確にし、集落営農型法人の展開条件を明らかにしていくことにする。

2. 集落営農型法人の特徴と課題

(1) 集落営農型法人の統計的な把握

集落営農組織等が法人化した集落営農型法人は、統計では農業生産法人の中に含まれるが、農業経営基盤強化

促進法の中で、地域の農地を、責任を持って引き受ける法人として位置づけられた「特定農業法人」の認定を受けているものも多い。特定農業法人は2014年時点で、全国で1,159法人ある。内訳は、北海道4、東北109、関東26、北陸200、東海14、近畿169、中四国517、九州112である。中四国にこの法人が一番多いが、このうちの209法人が広島県にあり、集落営農型法人が最も多い県ということが出来る。その他に、広島県が独自の規定をし、集落農場型農業生産法人として認定しているのが5法人ある注8）。特定農業法人は、2006年では345法人であったものが、2014年にかけて3倍以上に増加していると共に、集落組織の法人化も全国で3,194法人まで増加しており、北海道でも31法人になる等、全国各地で集落営農型法人の増大が続いている。

このような集落営農型農業生産法人は各地域で集落の大半が参加して、集落の農家の合意のもとで、集落内の農地を中心とする地域資源を利用・管理するものとして、今日着実に形成・増大されてきている。

(2) 集落営農型法人の類型化分析の意義

これらの集落営農型法人も上記のように類型化ができる。ひとつは、集落農家の半分ほどが参加した集落営農法人であり、次に、集落の農家大半が参加したもの、集落の全員が参加した集落営農型法人である。さらに、数集落ぐるみの集落営農法人—数集落・旧村単位の集落営農法人等に分類される。これらの3類型を考察することによって、集落営農型法人の展開の可能性を把握することができる。すなわち、大半が参加した集落営農型法人、集落単位の集落営農型法人、さらに今後の展開に関連する数集落による広域的な集落営農型法人の比較的事例分析の中から、今後の集落営農型法人の経営展開の可能性と展開上の課題を明確にしていきたい。

III. 類型的展開の特徴

1. 第1類型 1 集落の大半の農家を基礎とした集落営農法人

1) 集落営農法人としての西上経営組合の位置

集落の大半の農家が参加して、農用地利用協定を結ぶ

ことが厳しい道内でも、最近特定農業法人が5つ成立している。いずれも、地区の農用地利用改善組合（改善事業実施組合）で、特定農用地利用規程を認定し、地区内農用地の半分以上を特定農業法人へ利用集積することで成立している。道内では、この他特定農業法人ではないが、集落営農組織の法人化としての集落営農型法人が相当数ある。このなかで古くから形成・展開しているものもある。その代表が全国的にも注目されている鹿追町の畑作の農事組合法人西上経営組合である。

2) 集落の大半が参加した集落営農型法人・西上経営組合（農事組合法人）の特徴

西上経営組合は、道内でも経営耕地規模が最も大きい畑作中心の経営である。厳しい自然・立地条件のもとで農事組合法人を結成し、共同の力でこれを克服している。他の経営との交換耕作や、農協所有地の離農跡地の借地による有効利用を行い、新たな土地利用方式を確立してきている。さらに、農業内外の諸条件の変化に対し機敏な対応で新しい作目を導入したり、2001年からは、観光部門、2006年からは加工販売部門、さらに別会社を設立（吸収）し経営の安定化を図っている（表2）。

3) 西上経営組合の成立と経営展開・成果

1975年から出発した西上経営組合は、上幌内集落の農家による構成組合員の農地と、農協から預かった81.9haをあわせて357haに、ヘイキューブ工場への供給用の牧草と種子馬鈴薯を作付している（80年牧草283ha、馬鈴薯46.5ha、蕎麦52.5ha）。様々な課題を克服し、2003年当時では、ソバ25.5ha、ビート46ha、牧草112.4ha、総耕地面積も370.3haとなっている。

道県名	北海道
法人名	西上経営
代表者名	T・S
設立年月日	1974年11月
法人組織・集落数	農事・1集落
構成員数	7名
出資金額(万円)	5,475万円
利用権設定面積	81.9ha
経営耕地面積(本地)	370.3ha
経営耕地・主な作目(ha)	馬鈴薯 56 小麦 76 甜菜 46 豆類 26 野菜等 28 そば 26 牧草 112
売上高(万円)	3.3億円
担い手タイプ	構成員及び雇用者
その他特徴	大規模複合農業 観光・加工部門導入
資料: 法人決算書、聞き取り調査より作成(2006年現在)	

この法人の様々な経営努力によって、一世帯当たりと専従者一人当たりの農業所得（混合所得）は、1989年では、それぞれ716万円、501万円（月給で23万円）、2001年から観光えちご農園を開始し、2003年ではそれぞれ1,502万円と約816万円、そして2013年では1,800万円と約870万円までに増大している。さらに、2006年からはソバやその後切り干し大根加工、にんじん加工などにより、売上げを3億円以上に安定的に拡大してきている。また、表3によると自己資本比率も1978年の4.8%が89年29.3%、2003年には37%、2008年には53%に達している。流動比率は100%から150%を超えている。固定比率も40%台から100%、さらに200%を超えている。そして、2013年では、自己資本比率48%、流動比率204%、固定比率177%となっている（表3）。全体としての財産総額も93年16,000万円、2003年3億円、2013年には5億円を超えている。資本金も3,000万円台から2億円余へと拡大している。つまり、農業の六次産業化法人へと事業拡大と経営展開を図っているのである。

2. 第2類型 集落営農型法人の展開の可能性—広島県集落農場型農業生産法人の考察

1) 集落ぐるみの集落営農型法人

集落営農法人の形成が最も進んでいる広島県では、広島市等大都市以外の全域の市町村で集落営農法人（集落農場型農業生産法人）が形成・展開している。これには、大半の農家が参加したものと単一集落ぐるみの集落営農型法人等がある。ここでは、大半のⅡ兼農家参加の集落営農型法人と、1集落の農家全部が参加した集落営農型（農場型）法人の分析から考察する。

2) 集落営農型法人としての経営展開の可能性

広島県の代表的な集落営農型法人は、稲作を中心とした20ha程度の経営耕地規模で、無人ヘリや一部直播などの労働力の省力化や、大朝米のブランド化など行っているが、現段階では、雇用者の安定的な確保や、経営者としての経営者利潤を獲得できる水準ではない（表4）。対象事例では、1人の担い手農業者の農業所得を保障するのも容易でない状況である。これらは農地所有者を保全する役割を果たしているが、経営体として経営再生産ができない。つまり、経営耕地規模及び作目選択、さらに高い所有者への地代還元（法人の地代は、周辺の地代より3,000円以上高い）としての稲作主体の経営では、経営的展開は厳しいといわねばならない。存続するためには、補助金なしであれば農家の家を経営成果で年間生活が可能で経営規模と事業内容でなければならない。稲作では、30～40haの規模で、野菜の作付けや、加工なども念頭に置いた事業展開が必要である。例えば10aあたり所得が3～4万円（この地域の平均）とすれば、1,000万円の収益を上げるためには30数haが必要である。現段階の20ha水準であれば、高収益作物、酪農畜産部門、加工部門などの導入が是非とも必要となると考える。

	(単位:万円・%)				
	1995	2000	2003	2008	2013
資本	2,275	3,055	11,052	20,381	23,975
流動負債	11,201	13,679	13,906	15,521	17,983
固定負債	6,400	5,820	5,065	2,487	8,451
総資本・資産	19,876	22,554	30,023	38,389	50,408
流動資産	10,164	12,920	20,366	28,700	36,756
固定資産	9,712	9,634	9,657	9,470	13,580
売上高	27,229	32,242	31,974	32,878	33,636
営業外収益	346	381	943	2,298	1,212
人件費	7,486	7,154	6,535	9,732	12,178
1人当たり	935	894	816	884	870
自己資本率(%)	21	19	37	53	48
流動比率(%)	110	94	146	184	204
固定比率(%)	43	45	114	215	177

資料:法人の決算書および聞き取り調査より作成

表4 広島県集落営農型法人の事例

法人名	(農)鳴滝農場	(農)小倉の里	(農)天狗の里
代表者名	T	MN	O
設立年月日	2000. 12. 21	2002. 12. 18	2003. 11. 11
特定農業法人承認	2000. 12. 26	2002. 12. 18	2003. 11. 21
構成員数	19名	27名	36名
出資金額	2,775千円	2,338千万	3,142千万
利用権設定面積	19.5ha	16.5ha	22.0ha
作業受託面積(本地)			2.8ha
主な作目			
水稲	10.4ha	10.8ha	13.8ha
大豆	3.2ha	5.0ha	3.0ha
その他	ブルーベリー7a		スイートコーン10a
担い手タイプ	基幹農家型 (連携型)	二種兼農家 協業型	基幹農家型 (連携型)
その他特徴	温泉施設との連携	市民農園、しょうぶ園 との連携	大型稲作農家との 連携

注1 利用権設定面積は台帳面積、その他は本地面積

資料 聞き取り調査、及び大朝町の資料より作成(2006年現在)

3. 第3類型 広域・複数集落営農型法人・大東農産

1) 大東農産の形成

千浜地区でも、協業集団が設立されて30年近く経過する中で、農業生産の担い手の高齢化等による担い手不足、米価低下の中で協業経営が行き詰まっていた。1993年から大東農産も入って千浜水稲団地研究会を発足させ水稲団地の再編方向の検討を重ねた結果、1998年に一つの解決方向が出された。千浜地区内の7集団(7集落)をひとつにし「千浜地区水田農用地利用改善組合(団体)」を形成し、農地は農地保有合理化法人である「JA遠州夢咲く」を通じて、新規に設立した大東農産・法人へ利用権設定をすることになった。大東農産は、特定農業法人(1998年3月認可)となり、農地の利用管理の担い手となるのである(表5)。

この法人の役員・構成員は、7名で、7集落(設立当初は、総計391戸、うち農地の提供参加者167戸、作業委託224戸)で構成されている。出資金・資本金は、6人が出資しており、600万円である。経営内容としては、利用権設定面積が143.5ha(うち転作面積45.3ha)であり、作付け作目は、水稲90.3ha、小麦38.6ha、牧草14.5ha、

菜種3.4ha(今日では、転作対応として10ha)である。提供水田の地代は、10a当たり1万円である。構成員の役員報酬は、840~850万円である。また、法人では社員男子(24才)一人を雇用していて、その賃金は、年収360万円(税込み)である。

構成農家の提供農地は1戸当たり30aほどであり、これを法人に出している農家が167戸である。他に委託農家がいる、これらによる143haほどの法人経営を行っている。東海地方では最も経営耕地面積の大きな経営体である。米の売上げは1998年で1億1,161万円(総売上高1億1,633万円)から2003年では1億839万円(小麦・牧草等総売上高1億2,043万円)となっている。当期純利益も517万円から1,442万円にも上っている。

2) 広域的集落営農型法人の展開の可能性

数集落が集まった法人として静岡県の大東農産を取り上げた。この法人は、地域の農地を約170haほど一括利用権の設定を行い借地・利用し、圃場整備率100%、乾田化、直播などによる省力化などを行っている。6人の構成員・オペレーターの労働報酬(賃金)は、地域と同水準以上の賃金を保障している。

しかも、社会保険や週休2日制等の労働条件もほぼ満たしており、経営としても黒字決算をしている（表6）。2003年には、純利益を含めて役員・構成員の1人当たり年間平均の混合所得は約1,150万円に到達し、その後もこれをほぼ維持している。また三つの安全性比率も非常に高いものになっている。このような経営成長がこの法人の存立条件となっている。つまり集落営農型法人への展開が農業として存続できる有力なもうひとつの方法である。だが、問題点もあることはいままでのない。このような経営成果を上げながらも、従業員は1名を雇用しているが、この法人の次代を担う構成員の子弟の担い手の確保は厳しい状況である。

道県名	静岡県大東町
法人名	大東農産
代表者名	F・A
設立年月日	1998年3月
特定農業法人承認	認定・現中止
法人組織・集落数	
役員・構成員数	7名・167名
役員報酬・混合所得	1,150
出資金額(万円)	600万
作業受託面積	143.5ha
主な作目(ha)	水稻90.3 小麦38.6 牧草14.5 菜種3.4
売上高(万円)	11,600~12,000
地代等(万円・10a当たり)	1万円
担い手タイプ	基幹農家連携 構成員・雇用
その他特徴	専業体制の法人 菜の花栽培

資料：法人決算書と聞き取り調査より作成(2006年現在)

4. 小活

第1類型の西上経営組合は、都府県では見られない畑作の集落営農型法人であり、規模が大きく、種芋生産を軸に農地の有効利用・交換耕作などを行い、大根・そばの加工・観光的な取組みも行って、経営成果を上げてきた。

	(単位：万円・%)			
	1998	2003	2008	2013
資本	1,117	7,485	8,015	12,884
流動負債	1,378	1,565	1,453	1,234
固定負債	3,000	500	0	0
総資本・資産	5,495	9,550	9,469	14,119
流動資産	3,990	6,277	5,984	10,892
固定資産	1,506	3,224	3,170	3,012
売上高	11,629	12,043	10,457	8,751
人件費	3,920	5,469	4,137	5,149
一人当たり	653	912	690	973
自己資本率(%)	20	78	84.6	91
流動比率(%)	290	401	411	882.6
固定比率(%)	74	232	248	427

資料：法人の決算書および聞き取り調査より作成

つまり、農業の六次産業化を実現し、1人当たりの収入を1千万以上にしており、三つの安全性基準も超える経営成果を上げてきた。

第2類型としての広島県の大朝地区の集落営農法人は、集落ぐるみでなんとか20ha前後の農地・農業を保全している。これ以外に、農地・農業を守ることができない。しかし、経営的に存続が厳しいなかで、複数の集落・農家が参加する連合型法人・株式会社法人大朝農産を形成してきている。

第3類型の静岡県大東農産は、農協・行政の支援によって、7集落の農地を集積して、担い手を確保してきた。その要因の一つとして、他産業に働くよりも高い所得・約1千万円に近いものが得られるようにしたことである。また、財務も非常に良好な状態を維持している。これによって、小面積農家の土地・農業を保全し、15年以上も継続展開してきている。

IV. 今後の展開の可能性と課題 —2つの道—

広島県の農業生産法人としての集落営農型法人への参加の方法は、農家全員の参加とオペレーター参加方式のふたつがある。全員参加方式は、所有者・地権者の農地保全を優先するものとなっており、しかも経営耕地規模20ha程度では経営体としては成立が困難である。ここでは、周囲よりも地代が高く(10a当たり1.8万円)、農地を出しやすいいものにしており、作業料金も高く設定しているが、その作業量は少なく、基幹的な農業者・労働者の年間所得を確保することはできない。また、農業経営・農作業のオペレーター方式も稲作15ha前後、全体で20haでは作業量も少なく、地代負担部分が高く、これだけでは十分な賃金は保障できない。従って、この程度の経営耕地規模では集落営農型法人の継続は困難といわねばならない。つまり、集落営農法人の売り上げが1,500万円程度で厳しい条件下にあった。しかし、2007年から地区の集落営農法人と大規模農家からなる株式会社法人を形成し新たな展開を遂げている(米の売り上げが1.2億円にもなっているといわれる)。

これに対して、第1類型の西上経営組合と第3類型の大東農産は適正な規模をもち適切な作物と作業体系を形成し、西上のような加工販売などの六次産業化も実施することにより経営的にも成立している。つまり、売上が着実にあり（1億円以上、3億円程度ある）、担い手の所得（1人当たり1千万円前後）が保障できている。また、両法人は、財務的にも、自己資本比率50%以上、流動比率150%以上、固定比率100%以上の三つの安全性基準がほぼ安定的、継続的に維持されているから展開できていると考える。即ち、現在、このような財務経営分析が可能となるような集落営農（型）法人の形成が進んでいるゆえに、集落営農型法人の大幅な増加傾向にあると考えられる。

これらからいえることは、集落営農型法人の展開条件は、第一に経営耕地面積、及び事業規模が適切にあり、経営主体にほぼ対応している。第二に、高い生産性を上げる作物を作付けし、高い収益・純利益を上げている。第三に、農地を集積・集団化をしており、担い手労働力がある。また経営者・リーダーが存在している。第四に、流通販売が確立しており、行政や農協等の支援も得ることができている等々である。西上経営組合は、大東農産よりは作物生産で厳しい条件下にあり、参加人数も多く厳しい環境のもとにあるが、観光部門や加工部門も取り入れて年間就労ができる条件を整備してきており、構成員の所得は周囲の農家以上であり、存続・展開条件が確立しているとみられる。

以上のことから、今後、集落営農型法人の展開方向はふたつの道があると考えられる。一方、経営という点で言うならば、集落営農法人が経営体として存立する、三つの安全性基準を満たすことが必要になる。とすれば、その方法は参加経営者の労働報酬及び雇用者の労働所得を世間並みに保障するような経営成果を上げなければならない。西上経営組合と大東農産の事例は、そのことを示していると考えられる。しかし、広島県の例も山間地が多い府県の集落では、限界はあるが、現段階で取り入れられる適切な方法であると考えられる。このように、諸課題や条件を満たすならば集落の農地（耕地）を有効活用・管理する集落営農型法人として経営展開をしていける可能性がある。また、行政や農協が農地や農業の担い手としてきちんと位置づけていけば経営展開の可能性がさらに高まるものと考えられる。

【注釈】

- 1) 1集落、数集落を基礎単位で営農している農業生産法人を集落営農型農業生産法人と呼ぶことにする。
- 2) 市川治「集落営農の法人化の意義と経営展開の課題」『土地と農業 NO. 35』（農地保有合理化協会 2005.3）を参照。
- 3) 市川治「北海道における農業生産法人の現段階と課題」『北海道農業経済研究』第11巻第2号（北海道農業経済学会 2004.1）を参照。この他、市川治

「北海道における酪農法人の現状と展開条件」『畜産情勢研究事業報告書』（中央畜産会・全国農林統計協会連合会平成14年3月）も参照。

- 4) 大泉一貫「農業法人化の意義と可能性およびその限界」『農業と経済 2004.12 臨時増刊号』では、市川稿と同様に画期を3期に分けて検討しているが、市川稿の停滞期は想定していない。
- 5) 2006年の法改正により有限会社の設立が不可能になり株式会社に統一されたので、これと関連して、特に2006年5月以降は株式会社法人の設立が増大しているとみられる。
- 6) 注1)の市川治論文参照。
- 7) 村竹義人「自治体による集落型法人化の推進」『農業と経済 2004.12 臨時増刊号』、及び西村武司「集落営農の法人化に関する解説」金沢・高橋・稲本編『地域営農の展開とマネジメント』（農林統計協会 2003）を参照。
- 8) 九州農政局生産経営流通部集落営農に関する研究会「九州における集落営農の育成・法人化の推進方向」（平成16年3月~12頁）で別の統計整理をしている。

【参考文献】

上記の注釈で掲げた以外の最近の集落営農法人に関する参考文献は、次のとおりである。

- (1) 楠本雅弘『地域の多様な条件を生かす集落営農—つくり方・運営・経営管理の実際』2006.3 農文協
- (2) 安藤光義「農業構造改革と集落営農」『農業・農村の現状と集落営農への期待』農業法研究 41 2006.6 日本農業法学会
- (3) 田代洋一『集落営農と農業生産法人』2006.8 筑波書房
- (4) 吉岡徹・市川治・發地喜久治「集落営農組織による組織間連携の可能性に関する一考察」『農業経営研究』2013.10 日本農業経営学会

Abstract

This research uses specific examples to investigate the factors contributing to the increase in community farming production corporations from a financial and management perspective to clarify the conditions and prospects for such development.

The methodology employed in this research classifies the prospects of such business development into three types and investigates the issues involved in such development based on case studies of each type. The cases are as follows. First, the Nishikami Agricultural Cooperative, in which most of the community are members. Second, the cooperative in the area around Narutaki in Hiroshima Prefecture's Oasa District, in which all farmers in the community are members. Third, the Daito Nosan agricultural corporation in Shizuoka Prefecture, which has subsumed a number of farmers in the community.

Results indicate the following conditions for development of community farming corporations. First, the area of arable land under management and the size of the operations are appropriate and of a size that can be substantially handled by the managers. Second, high revenues and profits can be generated by planting high-yielding crops and through processing and value-added production. Third, farms are accumulated, combined, and consolidated with gains in labor savings. Further, others provide labor, and management and leadership are put in place. Fourth, distribution and sales routes are established with potential support from such entities as government agencies and Zen-noh (National Federation of Agricultural Co-operative Associations). Fifth, the three criteria for financial soundness are met. Community farming corporations can develop if these conditions are fulfilled. In addition, the prospects for development can be further enhanced if government agencies and Zen-noh give community farming corporations official status as entities responsible for farm land and business. In short, progress in the formation of community farming corporations with such a financial management analysis in place will only serve to support the upward trend in the number of these corporations.